

News Release

2019年9月26日

各 位

ユニバーサル製缶株式会社

公正取引委員会からの排除措置命令及び課徴金納付命令について

本日、当社は、飲料用空缶の取引に関して、独占禁止法に違反する行為があったとして、公正取引委員会から同法に基づく排除措置命令および課徴金納付命令を受けましたのでお知らせ致します。

当社と致しましては、かねてより法令遵守に努めてきたにもかかわらず、お客様やお取引様をはじめとする関係者の皆様に多大なご心配とご迷惑をおかけしていることを深くお詫び申し上げます。

この度の命令を受けたことを厳粛かつ真摯に受け止め、公正取引委員会の認定事実を精査するとともに、今後より一層、法令遵守の徹底に取り組むとともに、皆様からの早期の信頼回復に向けて全力で取り組んで参ります。

以 上

1. 排除措置命令の概要

当社は、飲料用空缶の取引に関して、独占禁止法第3条に違反する行為を行っていたとして、当該行為を取り止めていることを確認すること、今後同様の行為を行わないこと等を命じられました。

2. 課徴金納付命令の概要

1) 納付すべき課徴金の額 103億5671万円

2) 納付期限 2020年4月27日

なお、当社は公正取引員会に対して課徴金減免制度の適用を申請した結果、同制度が適用され、課徴金額の30%の減額が認められております。

問合せ先：ユニバーサル製缶株式会社 管理部総務・人事室
(Tel:03-3868-7470 Fax:03-3868-7467)